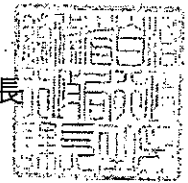


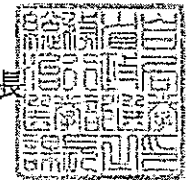
総行行第118号
総行選第91号
平成23年8月24日

各都道府県総務部長 殿
各都道府県議会事務局長 殿
各都道府県選挙管理委員会書記長 殿

総務省自治行政局行政課長



総務省自治行政局選挙部選挙課長



地方自治法の改正等に伴う直接請求制度の運用について（通知）

地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号。以下「改正法」という。）は、平成23年5月2日に公布され、8月1日に施行されました。

直接請求制度における直接請求代表者の資格制限は改正法による改正後の地方自治法（昭和22年法律第67号（以下「法」という。））第74条第6項に規定されました。これは、平成21年11月18日の最高裁判決（平成21年（行ヒ）第83号同21年11月18日大法院判決（以下「最高裁判決」という。））を受け、直接請求代表者の資格制限を改めて整理して法に規定したものであり、直接請求代表者の資格制限について、従前の取扱いと改正法施行後の取扱いの相違について下記1のとおりまとめましたので、直接請求制度の事務の参考にお示しいたします。

また、最高裁判決及びこれを受けた改正法の施行に伴い、下記2の行政実例については、廃止することといたしましたので、お示しいたします。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、適切な運用がなされるよう格別の配慮をされるとともに、貴都道府県内の市町村の担当部局及び議会事務局に対してもこの旨周知されますようお願いいたします。

なお、本通知は、法第245条の4第1項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

1 投票を伴う直接請求制度における請求代表者の資格制限の整理について

投票を伴う直接請求に係る請求代表者については、これまで法第85条第1項の規定による公職選挙法第86条の8第1項、第88条及び第89条第1項の規定の準用によりその資格が制限されてきたところですが、最高裁判決において公職選挙法の規定の準用は投票を伴う直接請求の請求手続までは及ばないと判示されたこと、また、改正法により資格制限が法第74条第6項に規定されたことから、投票を伴う直接請求における請求代表者のこれまでの資格制限と法改正後の資格制限について以下の比較表を作成いたしましたので、直接請求制度の事務の参考としてお示しいたします。

<投票を伴う直接請求に係る請求代表者の資格制限の比較表>

	法改正前				法改正後	
	最高裁判決前		最高裁判決後			
	請求手続	投票手続	請求手続	投票手続	請求手続	投票手続
選挙人名簿抹消(死亡・転出表示後四箇月経過等)	✕ (注：運用による)		✕ (注：運用による)		✕ (注3)	
選挙人名簿表示(転出等)	○		○		✕ (注3)	
公職選挙法第86条の8第1項 ＝選挙人名簿表示(公民権停止)	✕ (注1)		○	✕ (注2)		
公職選挙法第88条 (投票管理者・開票管理者・選挙長)	✕ (注1)		○	✕ (注2)	○ (注4)	
公職選挙法第89条第1項 (国・地方公共団体の公務員等)	✕ (注1)		○		○ (注5)	
選挙管理委員会の委員・職員					✕ (注3)	

(注1) 条例制定・改廃請求など、投票を伴わない直接請求においては特段の制限なし。

(注2) 投票手続においては引続き公職選挙法の準用があるため、これらの者が、請求代表者が行う演説会の開催(地方自治法施行令第107条)や投票事務所の設置(公職選挙法第130条第2項)等をした場合は、投票無効原因となりうる。

(注3) 条例制定・改廃請求など、投票を伴わない直接請求においても同様の資格制限を設ける。

(注4) 請求代表者を当該請求に係る投票の選挙事務関係者に選任することができないよう、政令において措置。

(注5) 地方自治法上の資格制限は課さないが、服務規律の観点から、一般職の公務員については公務員法上の制約がある。

2 直接請求制度に係る従来の行政実例の廃止について

今回の地方自治法の改正及び最高裁判決を受け、公職選挙法の準用により請求代表者の資格制限をしてきた以下の行政実例については、廃止することといたします。

○昭和 27 年 10 月 17 日付 自丙行発第 26 号

東京都選挙管理委員会事務局長宛、行政部長回答

問 都下某区においては目下区長の解職請求が行われているが、第 85 条、令第 109 条及び第 118 条の規定を総合すると、衆議院議員、都議会議員は解職手続の当初から請求代表者になることはできないものと解するがどうか。

答 お見込みのとおり

○昭和 28 年 1 月 3 日付 自丙選発第 124 号

千葉選管宛 選挙部長回答

問 5 今回の請求代表者の背後に町議会議員（公務員）が活動していると思われる場合でも表面は公務員でない代表者であった場合は如何なる扱いをすべきか。

問 8 公務員であったものが代表者となって昭和 27 年 12 月 18 日から署名の蒐集をして昭和 28 年 2 月 16 日異議申立（現行法では異議申出）があり自治庁の解釈で公務員は代表者になれないとの法の根拠が判明して全署名を無効と決定した場合、地方自治法第 74 条の 4 第 3 項（現行法では第 5 項）の罰則が代表者にて適用されるか。

答 5 町議会議員が請求代表者とならない限りさしつかえない。

答 8 適用はあるものと解する。

○昭和 28 年 2 月 16 日付 自丙行発第 32 号

千葉県総務部長宛 行政課長回答

問 町議会議員は、第 81 条第 1 項の規定による町長の解職請求の代表者となることができるか。

答 できない。

○昭和 32 年 11 月 18 日付 自丙管発第 90 号

福岡県選挙委員長宛 選挙局長回答

問 1 令第 91 条第 2 項の規定による証明書は、現在有効な選挙人名簿に登載されているかぎりたとえ他市町村に転出した旨の表示がなされていても交付しなければならないと解するがどうか。

問 2 右により証明書を交付した場合において、県に関する請求の場合翌年 1 月の上旬までが署名の収集期間となり、この間に 12 月 20 日を経過して新選挙人名簿が確定することとなるが、右の者が新選挙人名簿に登載されていない場合には請求代表者として 12 月 20 日以後に行った各種手続は無効と解するがどうか。

問 3 仮りに 2 が無効であるとした場合には 12 月 20 日前に他の代表者 2 名を通じて辞退することは可能であり、その後は 2 名の請求代表者にて手続を進め得ると解してよろしいか。

答1～3まで いずれもお見込みのとおり。

○昭和39年10月28日

和歌山市選管宛 電話回答

問 最低賃金審議会の委員は、在職中市長の解職請求代表者となることができるか。

答 できない。

3. 今後の直接請求制度の事務の適正な執行に当たり留意すべき事項

今後の直接請求制度の事務の執行に当たっては、以下の点にご留意願います。

- 地方自治法施行令第91条第1項の規定により請求代表者証明書の交付申請を受けた普通地方公共団体の長は、同条第2項の規定により当該申請者が選挙人名簿に載っているかどうかの確認を求め、確認があったときは証明書を交付しなければならないとされている。

しかしながら、当該申請者が法第74条第6項各号の資格制限に該当していることについて当該交付申請を受けた長が知っていた場合には、当該申請者に対して法第74条第6項の規定により代表者になれない者であることを教示して、申請を取下げよう促すことが適当であること。

◆地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）（抄）

第七十四条 （略）

②～⑤ （略）

⑥ 選挙権を有する者のうち次に掲げるものは、第一項の代表者（以下この項において「代表者」という。）となり、又は代表者であることができない。

一 公職選挙法第二十七条第一項の規定により選挙人名簿に同項の表示をされている者（都道府県に係る請求にあつては、当該市町村の区域内に住所を有しなくなつた旨の表示をされている者のうち当該市町村の区域内から引き続き同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移し、かつ、当該他の市町村の区域内に住所を有しているものを除く。）

二 前項の選挙人名簿の登録が行われた日以後に公職選挙法第二十八条の規定により選挙人名簿から抹消された者

三 第一項の請求に係る普通地方公共団体（当該普通地方公共団体が、都道府県である場合には当該都道府県の区域内の市町村及び第二百五十二条の十九第一項に規定する指定都市（以下この号において「指定都市」という。）の区を含み、指定都市である場合には当該市の区を含む。）の選挙管理委員会の委員又は職員である者

⑦～⑨ （略）